

地名辞典(住所辞書)データ整備・運用の手引き

2021年6月

一般財団法人全国地域情報化推進協会
標準推進委員会 GISワーキング

目次と構成

本資料の主旨

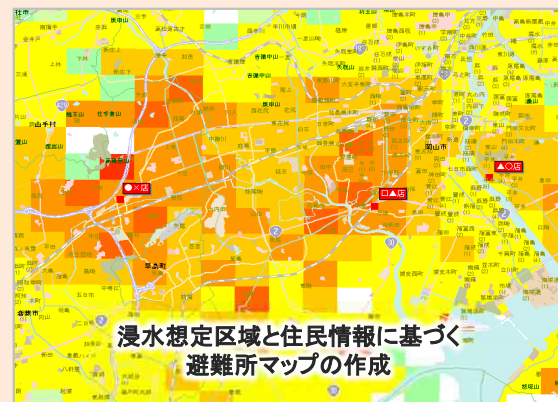
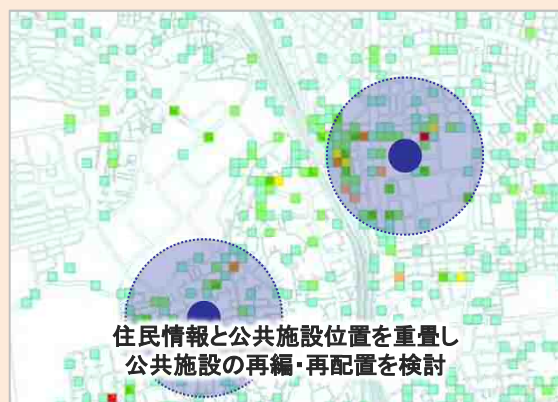
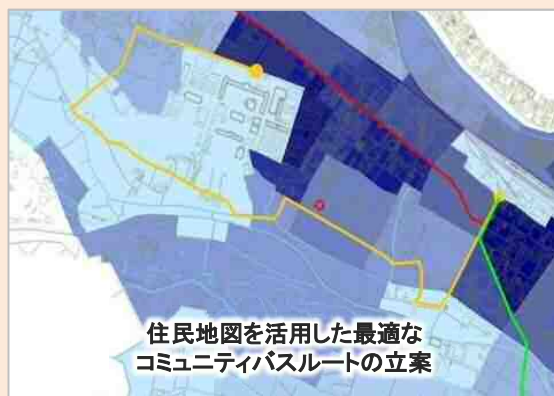
地名辞典の整備を予定する地方公共団体へ、具体的な整備手順を示し、整備に必要な準備や手順を解説します。

はじめに	・ GISを活用することの効果と地名辞典の必要性を説明します。	3
地名辞典の概要	・ 地名辞典がどのようなものか紹介します	11
地名辞典が扱う住所	・ 住所についての基本情報を紹介します。	13
地名辞典の整備手順	・ 地名辞典を整備するための準備から加工方法を説明します。	18
アンマッチ	・ 地名辞典の整備時点で良く生じるアンマッチの事例や対処の工夫の参考情報です。	31
特記仕様書例	・ 地名辞典整備の一部を事業者に委託する際の特記仕様書の例の使い方を説明します。	32
自治体向けの留意事項	・ 地名辞典を整備後も活用するための留意事項です。	44

1. はじめに 地図を活用した自治体情報の見える化

GISは地図を活用した「見える化」が最大の特長です。
庁内の各部署が整備・管理する空間情報を可視化、分析したり、GISで整備したデータの公開など、住民サービスの向上に活用することが可能です。

GISによる業務の見える化の例



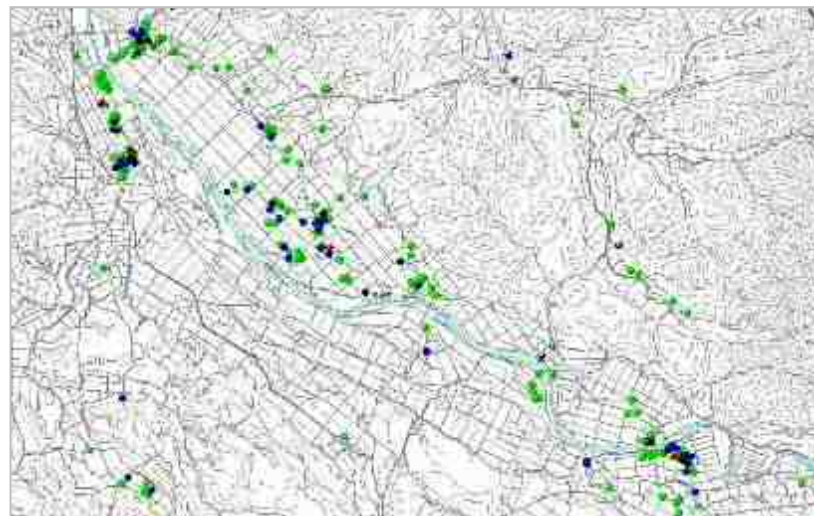
1. はじめに 住民情報と組み合わせた地図の活用

自治体の住民の情報と地図を組み合わせることで、地図は公共サービスを向上する様々なシーンで活用できます。

- 公共施設再編再配置計画検討
- 避難行動要支援者マップ
- 待機児童マップ
- 公共交通空白地帯検討
- 立地適正化計画検討
- 空家調査
- 消火困難地区検討
- その他多数



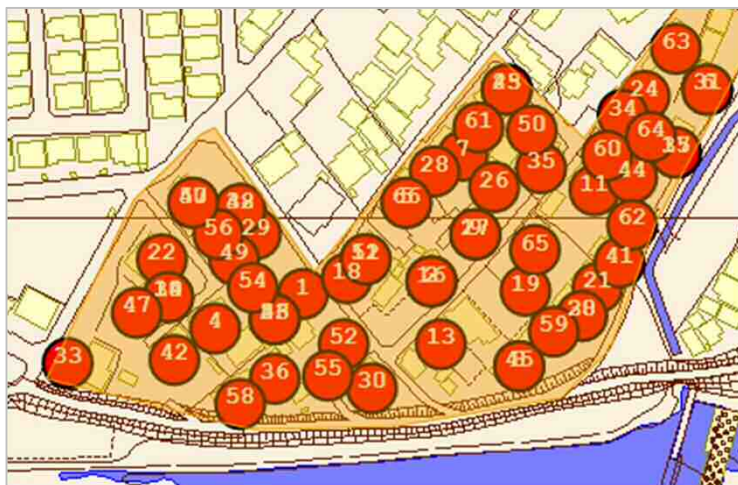
佐賀市:交通空白地帯調査



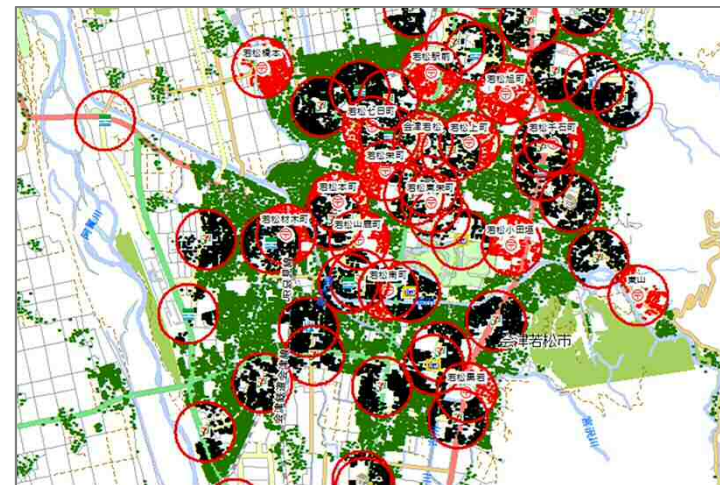
三条市:被災世帯調査結果の地図
(模擬データ)

図出典「別冊 GIS共通サービスガイドラインv2.9」

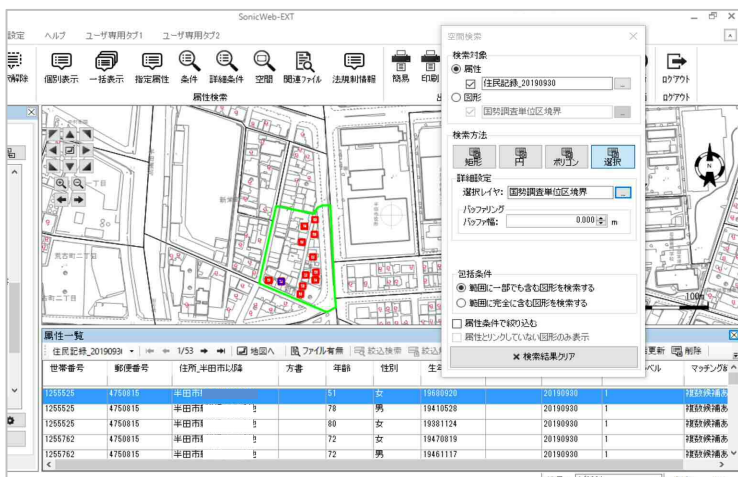
1. はじめに 住民情報と組み合わせた地図の活用



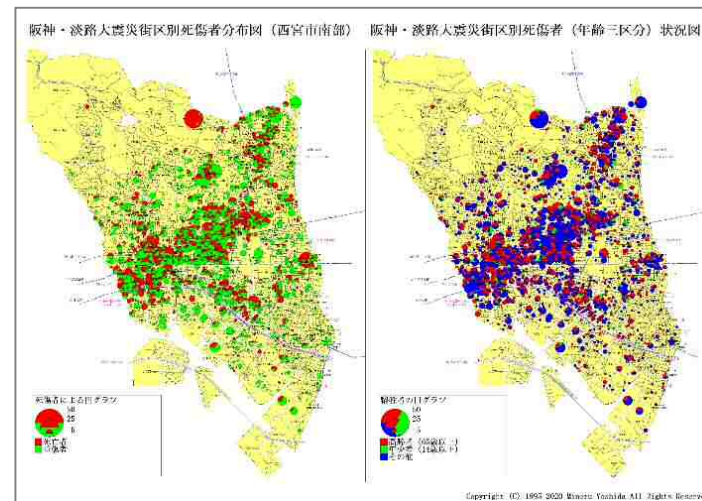
狭山市:福祉情報と連携した被災予測の地図



会津若松市:キiosk端末配置検討のための住民地図



半田市:国勢調査区内の世帯数の把握



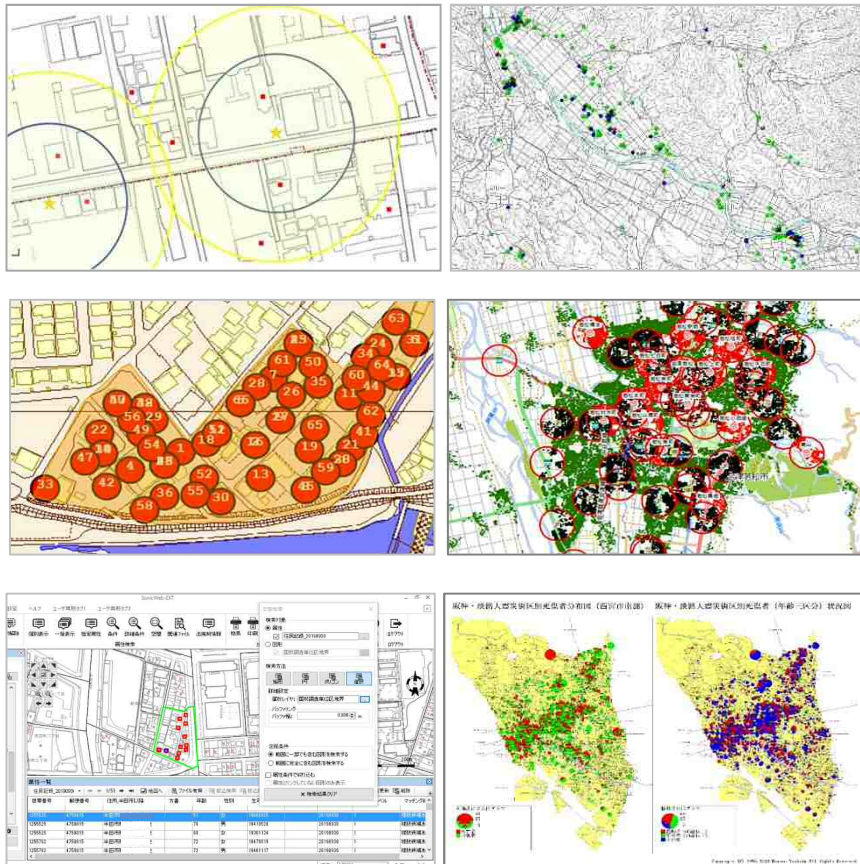
西宮市:宛名DBを用いた阪神淡路大震災アーカイブ

図出典「別冊 GIS共通サービスガイドラインv2.9」

1. はじめに 住民の所在を把握する地名辞典

住民の所在の把握は確実にできていますか？

住民の所在は、住民基本台帳の住所を用います。この住所を地図上で把握するために、住所と座標を変換するデータベース「**地名辞典(住所辞書)**」が必要です。



これらの地図はどれも、住民の居所が特定出来ていることから、作成・活用できる地図です。

住所から位置を特定する機能「アドレスマッチング」は、GISの標準的な機能です。

1. はじめに 住所がわかれば地図になります

地名辞典を用いると、住民基本台帳における住所の座標が特定できるため、全住民の居所を地図上に表示することができます。



【点の配置】
住基に記載の“住所”
のあるところ

1. はじめに 住民を抽出して「住民地図」を作成できます

地図上に表示可能な全住民の居所を条件抽出することで、特定の目的別マップを作成できます。これを**住民地図**と呼びます。

育児世帯のリストと対応する**住所**を抽出すると、カンタンに育児世帯マップを作成できます



1. はじめに 住民地図は政策検討などに役立ちます

住民地図と他の地図情報を組み合わせることで、住民情報の分析が可能になります。多くのGISはこれら分析を支援する機能を備えています。



座標があれば、住民データに、エリアデータを追加でき、公共交通のサービスの空白地帯の住民を特定できます。



上図では、重ね合わせるデータはバス停ですが、目的別に他のデータを利用することもできます。災害情報を用いると、被災者を特定する活用シーンに代わります。将来的には罹災証明の発行手続き自体不要にできるかもしれません。

エリアデータの抽出はGISの機能を使うことで円心距離以外にも、道路距離や、特定エリア条件との重なり等多くの条件が利用できます。

1. はじめに 住所はAI時代に有用な情報です

住所は基礎自治体でのみ管理される情報です。また、住民の居所を的確に把握することは基礎自治体の重要な活動です。

地名辞典を使うと、“住所”を“座標”として認識できるため、エリアデータを追加した住民情報からAI時代の分析データ・特徴量が得られます。

住民	性別	地名辞典		地区	最寄 交通手段	最寄 避難所	...
		住所	座標				
Aさん	男	..	XX,YY	都市計画区域外		●小学校	
Bさん	女	..	XX,YY	居住誘導区域	バス停300m	■小学校	
Cさん	男	..	XX,YY	都市機能誘導区域	●●駅500m	◎センター	
Dさん	女	..	XX,YY	都市機能誘導区域	●●駅400m	◎小学校	
Eさん	女	..	XX,YY	市街化区域		▽保育園	
Fさん	男	..	XX,YY	居住誘導区域	バス停300m	☆中学校	

基礎自治体の
みりすとで保有
する情報

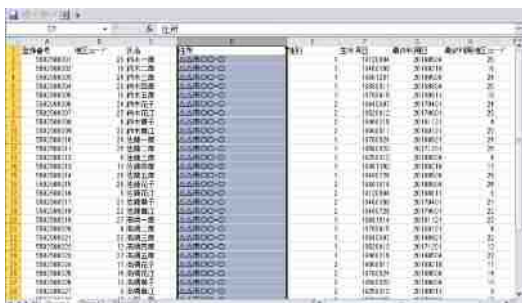
GISで取得できるエリアの情報
(特徴量となる情報)

2. 地名辞典の概要 地名辞典とは

地名辞典は、すべての住民の住所に座標を関連付けたデータベースです。
自治体が持っている情報を用いて作成できます。

(1) 地名辞典の概要

自治体にある全部の
「住所」



自治体全域の地図
「座標」



住所	座標
〇〇町 3 - 2	(35.667, 139.745)
△△町 8 - 1	(35.660, 139.729)
◇◇町 4 - 1	(35.670, 139.726)
...	...

2. 地名辞典の概要 地名辞典はアドレスマッチングに活用

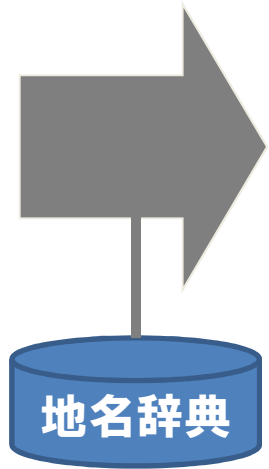
アドレスマッチングはGISの利便性を左右する重要な機能です。この機能は、住所リストを地図に変換するものです。地名辞典はアドレスマッチングを実行するためにGIS共通サービスで備えるデータベースです。

住所番号	地区コード	氏名	住所	種別	生年月日	属する地区コード
1	502500001	25 鈴木一郎	△△△△△△	1	19120004	2010004
2	502500002	16 鈴木二郎	△△△△△△	1	19450103	2010010
3	502500003	24 鈴木三郎	△△△△△△	1	19550201	2010006
4	502500004	26 鈴木四郎	△△△△△△	1	19580811	2010004
5	502500005	16 鈴木五郎	△△△△△△	1	19700415	2010011
6	502500006	24 鈴木花子	△△△△△△	2	19680607	2017001
7	502500007	25 鈴木花子	△△△△△△	2	19520412	2017001
8	502500008	4 鈴木華子	△△△△△△	2	19600215	2010121
9	502500009	25 佐藤工	△△△△△△	2	19580611	2010021
10	502500010	24 佐藤一郎	△△△△△△	1	19780824	2010021
11	502500011	25 佐藤二郎	△△△△△△	1	19500823	20171201
12	502500012	4 佐藤三郎	△△△△△△	1	19520812	2010004
13	502500013	11 佐藤四郎	△△△△△△	1	19261102	2010010
14	502500014	25 佐藤五郎	△△△△△△	1	19400208	2010006
15	502500015	24 佐藤花子	△△△△△△	2	19580104	2010004
16	502500016	5 佐藤花子	△△△△△△	2	19120804	2010011
17	502500017	21 佐藤華子	△△△△△△	2	19450103	2017001
18	502500018	22 佐藤華子	△△△△△△	2	19490228	2017001
19	502500019	27 高橋一郎	△△△△△△	1	19580104	2010121
20	502500020	4 高橋二郎	△△△△△△	1	19700415	2010021
21	502500021	23 高橋三郎	△△△△△△	1	19840607	2010021
22	502500022	12 高橋四郎	△△△△△△	1	19520812	20171201
23	502500023	27 高橋五郎	△△△△△△	1	19500215	2010004
24	502500024	11 高橋花子	△△△△△△	2	19580811	2010010
25	502500025	14 高橋花子	△△△△△△	2	19700024	2010006
26	502500026	13 高橋華子	△△△△△△	2	19560823	2010004
27	502500027	8 高橋華子	△△△△△△	2	19260912	2010011

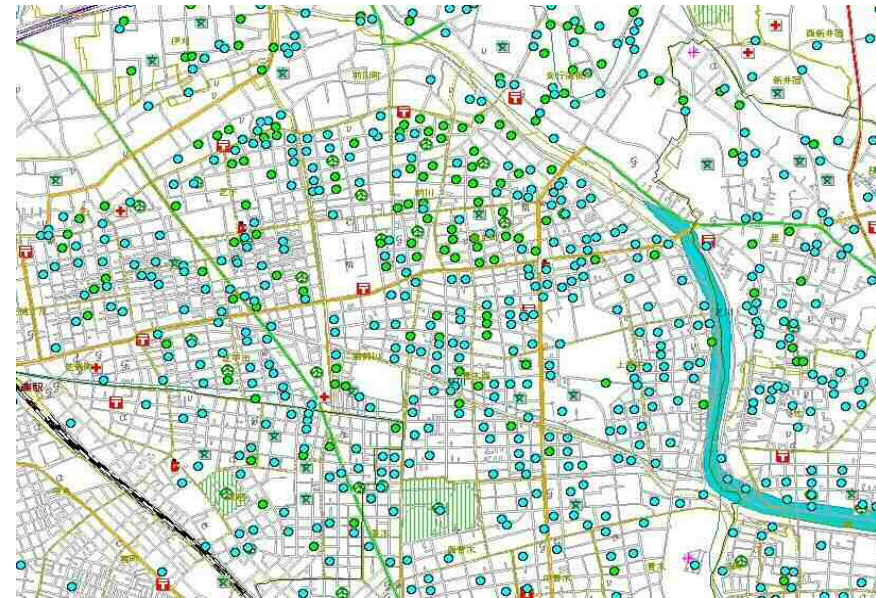
住所が記載されたリスト等



GISに入れるだけ



アドレスマッチング処理



GISを用いてアドレスマッチングを実施。
住所の一覧を地図に可視化。

2. 地名辞典の概要 基礎自治体だからこそ地名辞典の整備を

地名辞典の作成に必要な情報は、全て基礎自治体で揃えられます。自前で保有する情報で地名辞典を整備することで、自治体は利用時に様々なメリットがあります。

【自治体の情報を用いて地名辞典を整備するメリット】

- 地名辞典(住所辞書)の利用範囲・ライセンスを自治体でコントロールできる
- 自治体で更新を行い最新情報を利用できる
- 全住民の居所を把握でき、多様な住民地図を作成できる

自由に
使いたい

- 市販の住宅地図や電話帳住所の利用には、製品の利用規約の制約があります

正確なものを
使いたい

- 住所は宅地開発や住民登録（転入、転出、移転等）で日々変動します
- 登記の住所と現実の場所が異なる場合があります

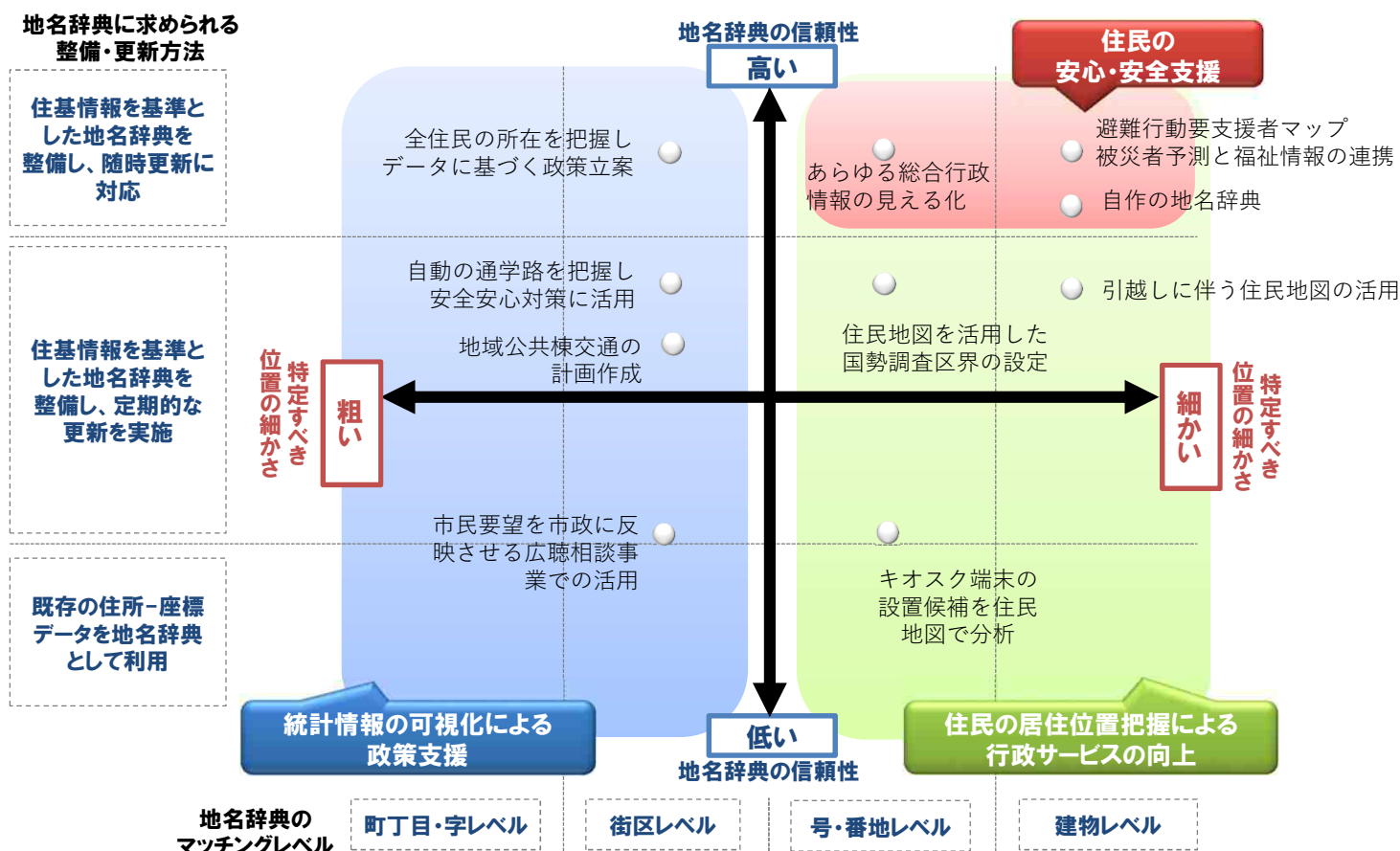
網羅的に
使いたい

- オープンデータで公表されている住所は住居表示実施済みの地区に限られています

2. 地名辞典の概要 利用目的に応じた地名辞典のレベル

地名辞典には、「特定すべき位置の細かさ」と「信頼性」の求められるレベルがあります。利用目的を整備前に明確化し、整備するデータの細かさと信頼性を定めます。

下図は、基本提案書(2019版)に記載された活用シーンの事例を2軸に沿って配置したものです。利用目的に合わせて、地名辞典の仕様のレベルを設定して下さい。



3. 地名辞典が扱う住所 住居表示住所と土地地番

住所の表記方法は主に、**住居表示**を用いる方法と、**土地地番の表記**を用いる方法があります。

これらの表記は住居表示の実施地区であるかどうかで、地区別に異なります。地名辞典整備の際には、それぞれのGISデータを利用します。



(左図) 図の黄色の区域が住居表示実施地区、それ以外の地区は地番で住所が示される。

住居表示 「○○1丁目1番2号」など

住居表示地区の住所は、「街区-番地-号」の3つの番号で示される。

街区は、「丁目・字」を示す。

番地 (=街区符号) は、街区を道路や川等で区切られたエリアで区切って数字を振ったもの。

号 (=住居番号) は、番地内の各建物に付けられた番号。

地番 「1234番地」など

住所を表す場合に、土地地番の表記を使って示されている住所。

この「△△1234番地」の“1234”の部分は土地の番号、**地番**を用いる。

3. 地名辞典が扱う住所 位置の特定レベル

住所には、特定すべき位置の細かさに応じたレベルがあります。

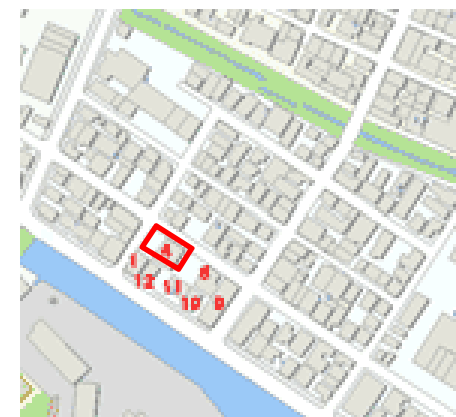
「〇〇1丁目 2番 4号」の住所が示す範囲の図示



町丁・字レベル



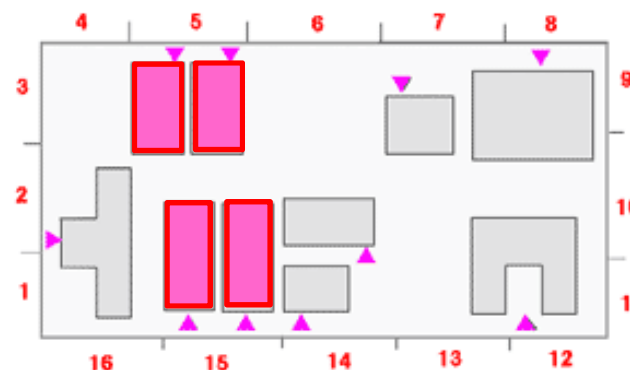
街区レベル
街区で区切られた“番”
地番(親番)レベルはこの
詳細さと同等



号・番地レベル
番地の中の“号”
フロンテージレベル・地番(枝
番)レベルはこの詳細さと同等

さらに、建物(住家)レベルの特定

- 号レベルでは、複数棟の家屋が同一住所表記される事がある。
- 棟番号や方書を用いて、居所を特定する

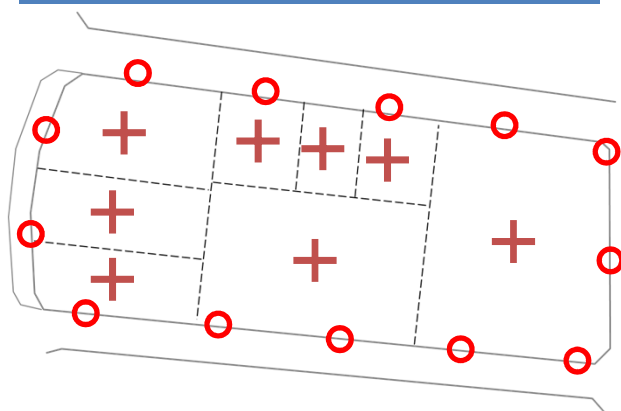


3. 地名辞典が扱う住所 マatchingレベル

特定すべき位置の細かさについて、多くの場合『フロンテージ・地番代表点レベル』または『建物(住家)レベル』のどちらかのマッキングレベルを用います。

- 建物(住家)レベルの地名辞典を使用する場合は、個人の居所情報を扱うため、庁内利用に限定する配慮が求められます。地名辞典を用いて作成する住民の居所を扱う地図「住民地図」を、一般に提供する可能性の有無を事前に調査することが必要です。

フロンテージ、
地番代表点レベルの座標



○ フロンテージ座標イメージ

＋ 地番代表点座標イメージ

フロンテージや地番情報は公表されている既知の情報のため、地図にして利用する際の配慮事項が少なく済みます

建物レベル(住家レベル)
の座標

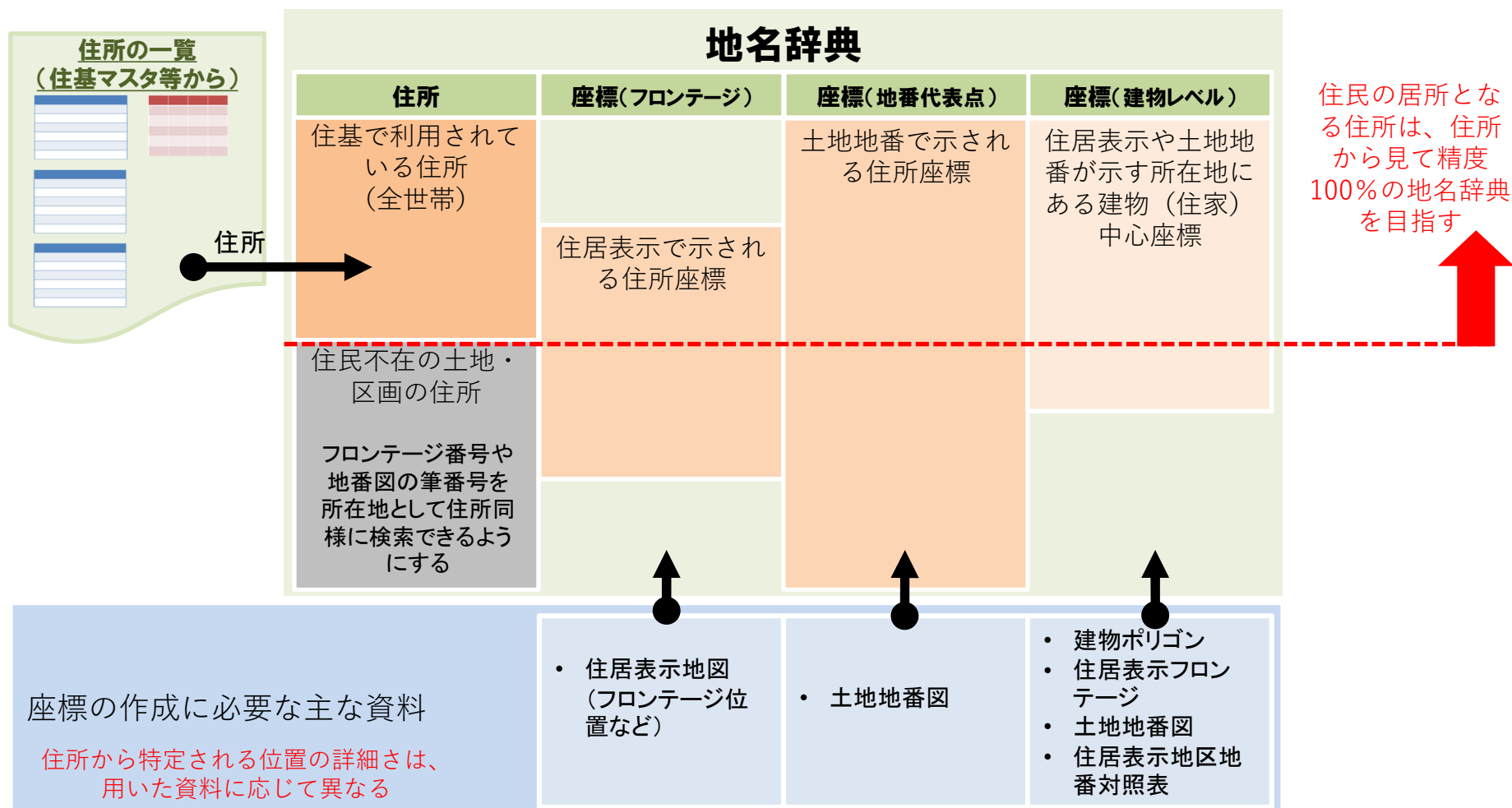


× 建物レベル代表点座標イメージ

建物レベルの地名辞典は、住民の居所が特定できて利便性が高いものです。一方で個人の住所の特定がされることで取り扱いの配慮が必要です。

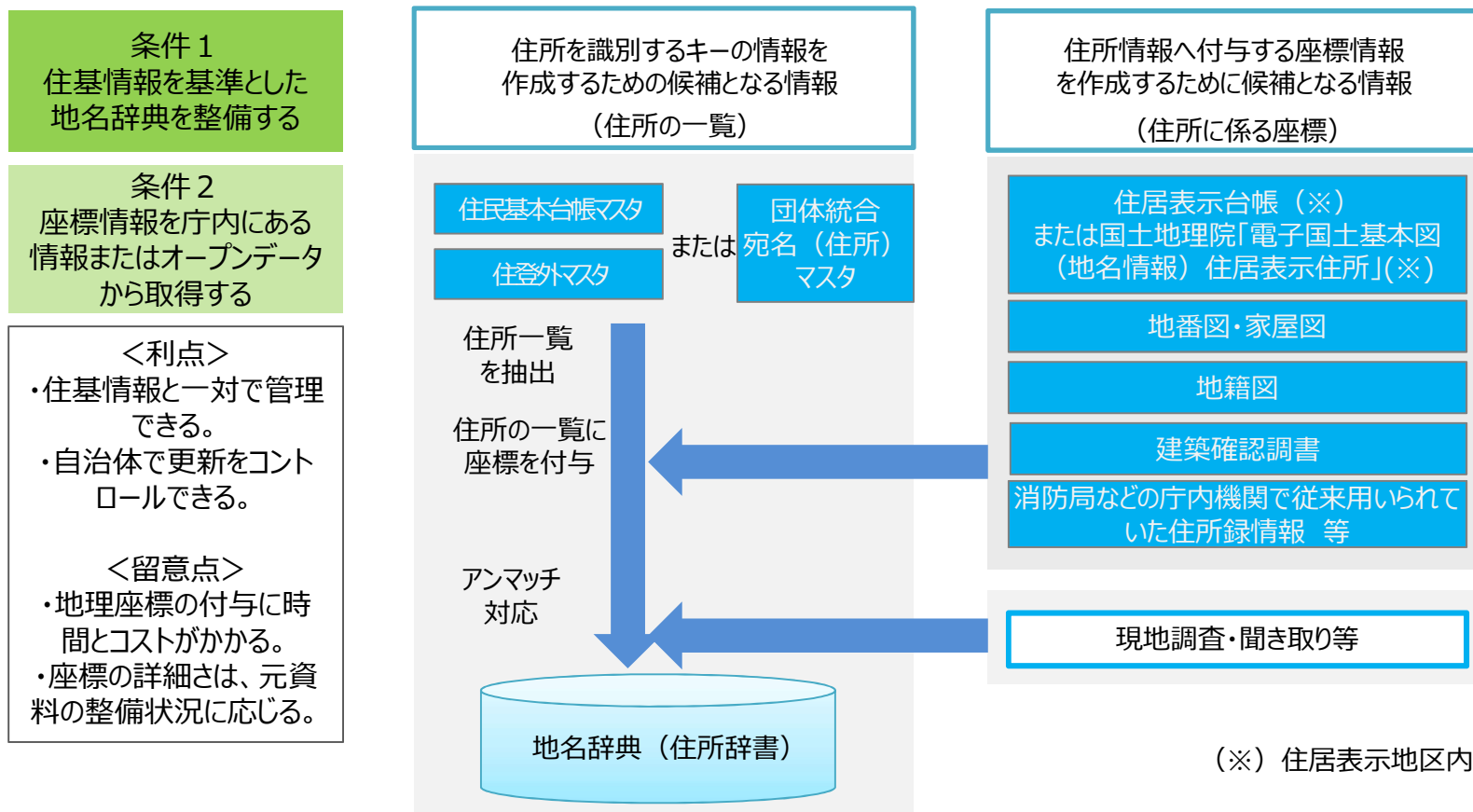
3. 地名辞典が扱う住所について データベースの網羅範囲と諸元

住民の居所を的確に把握するには、住所と座標を100%対応づけることが必要です。地名辞典で用意する座標は、基とした資料の違いで、同じ住所でも特定される位置の細かさが異なるため、整備したいレベルに合わせた資料の準備が必要です。



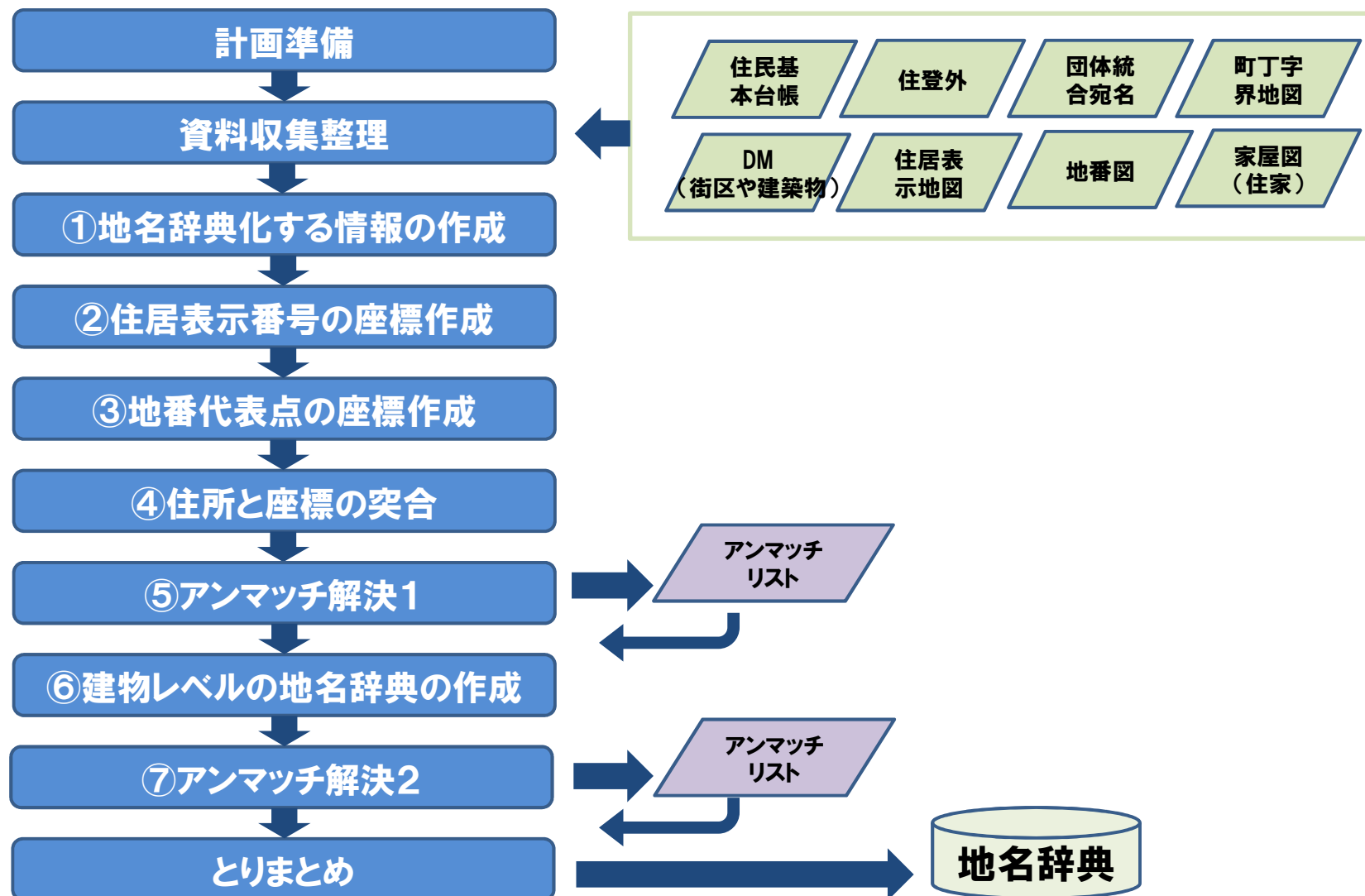
4. 地名辞典の整備手順 概要

地名辞典(住所辞書)整備には、住民基本台帳から抽出した住所の情報と、住所がどこにあるかを示す地図の情報を用います。



4. 地名辞典の整備手順

地名辞典整備に用いる資料を準備した後、データベースの作成を行います。作成方法は、特記仕様例に示す手順で行うことも可能です。

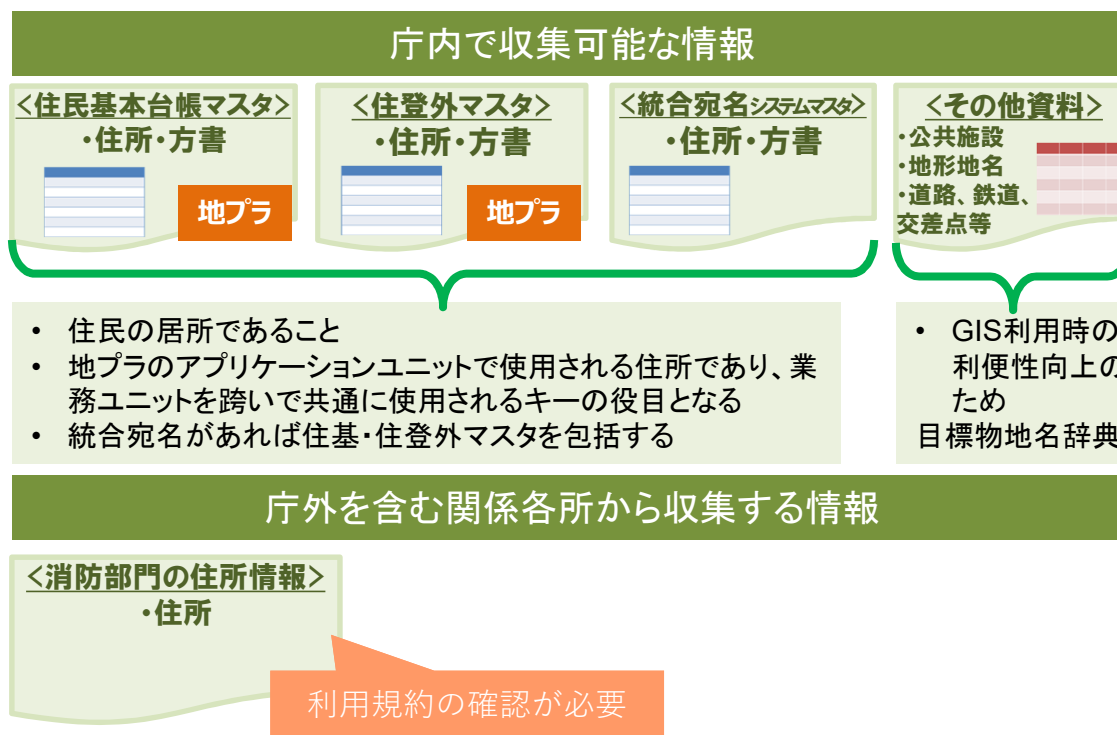
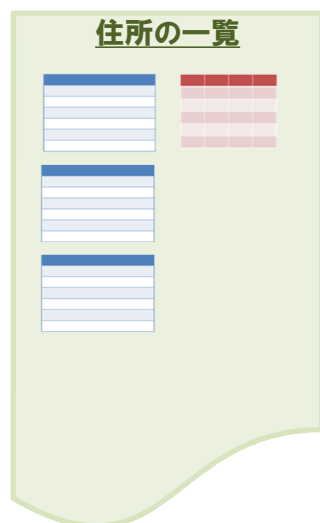


4. 地名辞典の整備手順

手順① 地名辞典化する住所情報の選定

自治体が管理する情報システムから住所の一覧を取り出します。
特に、全住民を網羅する地名辞典の作成にむけて、住民の居所・所在となる住所は全件抽出します。

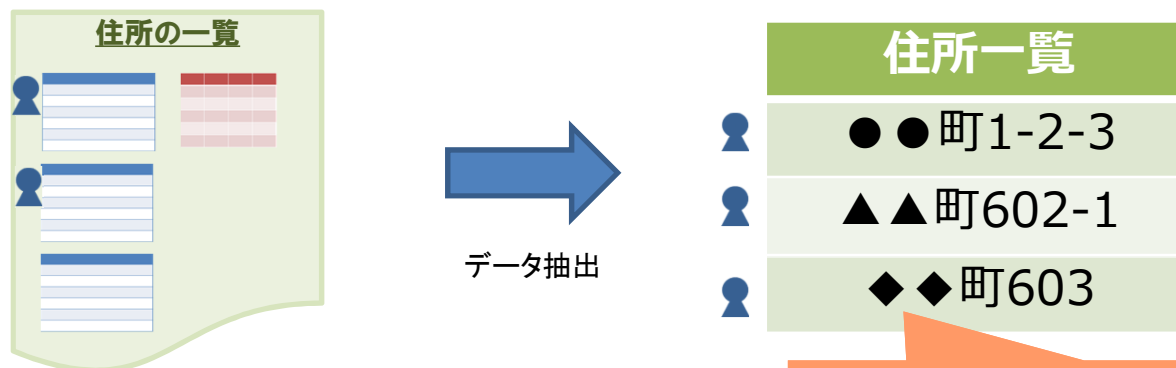
自治体にある「住所」
「地名」の洗い出し



4. 地名辞典の整備手順

手順① 地名辞典化する住所情報の選定

「区コード」「大字町丁目」「街区・地番」「号・枝番」「棟・方書」「予備」等の記載を正規化し、住所の文字列情報を整理してデータを集成します。



■ (参考) 住所記載の例

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

新潟県北魚沼郡湯之谷村大字井口新田字下原243番地1号

静岡県静岡市駿河区中野新田57-5

文字コードの揺らぎや、表記ゆれ、外字の使用ルールの整合化、旧地名表記の修正などをこの段階で行います。

都道府県	区市町村	(政令市)区	町字	丁目	街区・地番	号・枝番	棟・方書	予備
東京都	千代田区		霞が関	2	1	2	合同庁舎2号館	
新潟県	北魚沼郡湯之谷村		大字井口新田	(字下原)	243	1		
静岡県	静岡市	駿河区	中野新田		57	5		

同一住所に複数の建物がある場合に備え、住所コードを方書や部屋番号等の覧を用いて拡張されている団体もあります。

4. 地名辞典の整備手順

手順③ 土地地番の代表点の座標作成

住居表示未実施の地区の住所表記には土地地番を利用しています。
地番図からポリゴン代表点の座標を出力します。

- ポリゴン代表点はGISソフトの演算処理で多くの場合で作成可能です。
- 地番の一意の特定のために、大字・町丁目コードと組み合わせてコード化します。



土地地番図のイメージ



データ抽出

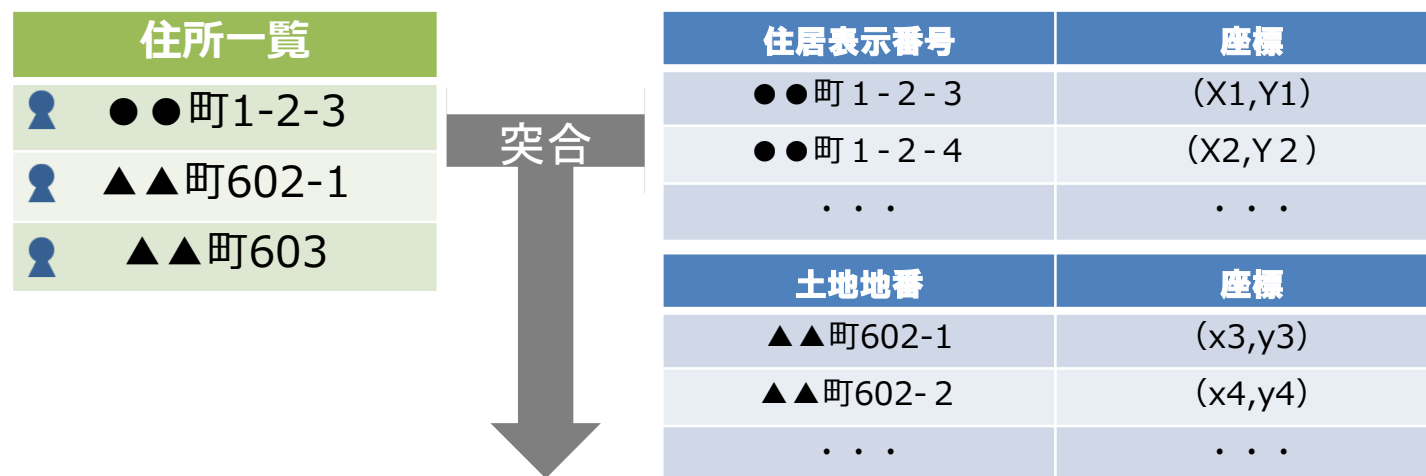
土地地番	座標
▲▲町602-1	(x3,y4)
▲▲町602-2	(x4,y4)
...	...

地番図の整備（電子地図化）を実施していない場合は、地籍調査実施地区の地籍図が最新であれば使用を検討可能。

4. 地名辞典の整備手順

手順④ 住所と座標の突合

住所一覧と、座標の突き合わせを行い、照合データを作成します。
住所一覧に対して座標が見つからない場合に、住民の位置を不明としないよう、アンマッチ解決を行います。



住所	座標	突合結果
●●町1-2-3	(X1,Y1)	○ 突合
●●町1-2-4	(X2,Y2)	○ 住所無し、地図あり
▲▲町602-1	(x3,y3)	○ 突合
▲▲町602-2	(x4,y4)	○ 住所無し、地図あり
▲▲町603		× アンマッチ

住民の住所には
座標が必要

4. 地名辞典の整備手順

手順⑤ アンマッチ解決1（土地地番、住居表示との差異）

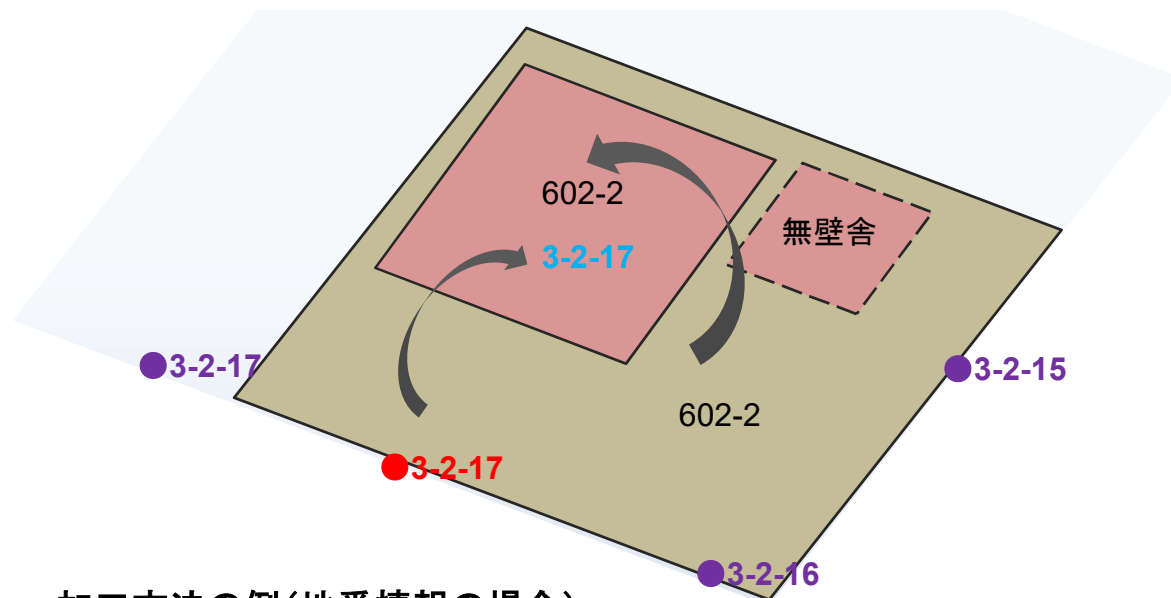
住所一覧と座標が不突合の理由を調査し、不一致リストを解決します。

No.	アンマッチ例	原因	解決方法例	備考
1	住基台帳の住所文字列に座標が紐づかない	住基台帳に記載されている住所文字列に文字表記の揺らぎや誤記がある。	住居表示や地番のリストからマッチング対象のデータを探して、座標を付与する。	
2	同上	住基台帳に記載されている地番が古く、その後の土地の分合筆等で地番が変化している。	地番の親番号や、枝番のもっとも若い番号の座標を調査して、近くの座標を付与する。	
3	同上	自治体で実施した住居表示データのフロントページと、座標付与に使用した国土地理院の住居表示データに差異がある。	家屋図や空中写真等を使用して、番号の確認を行い、正しいと思われる座標を付与する。	
4	同上	特殊な住所（無番地など）に住民の居所や住登外の登録がある。	郵便の配達先などを住民本人や土地に詳しい関係者に尋ね、地図上の位置を特定する。	
5	同上	座標突合に使用した住居表示地図情報や地番図が古い。	地番図などの地図情報を最新化する。建築確認資料や、開発許可申請資料を用いて、最新の住所の発生位置を調べて座標を付与する。	大字コードが古い場合もある

4. 地名辞典の整備手順

手順⑥ 建物レベルの座標作成

土地地番ポリゴンデータと、家屋図形を使用して、住所の座標を住家中心座標に加工します。



黒番号: 地番
青番号: 住居表示住所番号
紫●: 国土地理院の住居表示
フロントページ(住家なし)
赤●: 国土地理院の住居表示
フロントページ(住家あり)

加工方法の例(地番情報の場合)

家屋図または、DMから建物図形を抽出する。この時、無壁舎はデータから除く。続いて、建物図形と土地地番ポリゴンを重ね、建物図形に土地地番情報を与える。複数の筆に跨る建物の場合は、面積案分で広い側の土地地番を採用する。

加工方法の例(住居表示情報の場合)

- (方法1) 住居表示実施地区の住居表示家屋の入り口情報を電子化する方法。
- (方法2) 住所表示の実施の際に作成された「住所及び地番新旧対照表」を用い、フロントページ番号を地番に連結させる方法。
- (方法3) 突合しているフロントページ番号のデータから、GISで座標にポイントを発生させて、建物図形内部に移動する加工編集を行う方法。

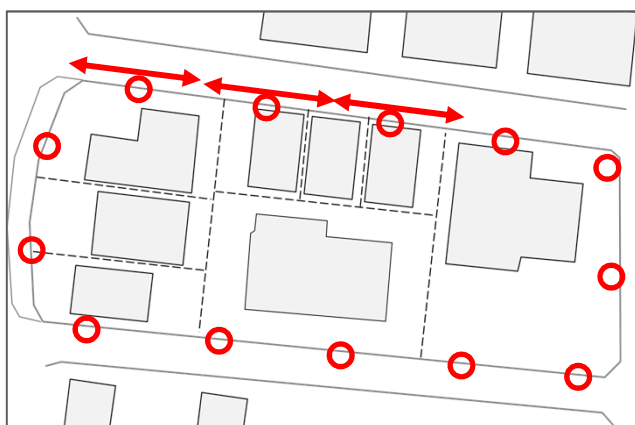
4. 地名辞典の整備手順

手順⑥ 建物レベルの座標作成 GISソフトを使用し**手作業**で整備する例

GISを導入されている自治体では、フロントページや土地地番で示される住所に相当する位置情報を、建物レベルの地名辞典へ加工する作業について、職員自身で操作することも可能です。

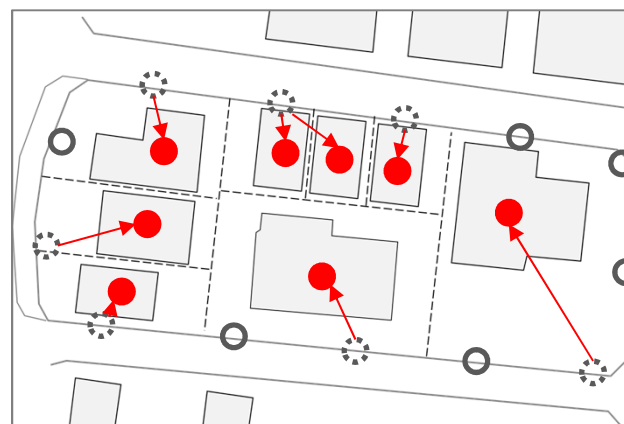
操作の後、位置情報のデータを地名辞典へ整理します。

(1)建物付きGISデータの上に、フロントページの位置を発生させる



○ フロントページ位置

(2)住所資料を確認しながら、フロントページの点を建物の中に移動する



- 地名辞典の座標となる点
- 地名辞典に用いないフロントページ位置
- ⊙ 地名辞典に移動する前のフロントページ位置

4. 地名辞典の整備手順

手順⑦ アンマッチ解決2 (建物レベル)

建物レベルの地名辞典作成では、建物のデータの時点と住民基本台帳の住所の時点が異なる場合等で、位置の特定が不明な場合が見られます。

No.	アンマッチ例	原因	解決方法例	備考
1	住基台帳の住所該当箇所に建物がない。	家屋図やDMデータの整備年度が古い	住民の居所を確認し、建物有無にかかわらず、地図上の座標を指定する。	
2	同上	大字コードの誤記等で、遠く離れた場所に座標が表示される	同上	
3	同上	住民基本台帳の住所を変更しないまま、住民が近所に居所を移した。	同上	
4	同一の土地区画に複数の建物がある	<ul style="list-style-type: none"> 集合住宅の棟などは、同一地番に複数の建物が存在する。 同一のフロントページに、基礎番号を同じとする建物が複数ある 	現地調査等を参考に、棟番号等を確認し、配置に合わせた座標を付与する。	
5	建物と土地地番が連携しない。	建物と土地との重ね合わせ処理の際、不整形の土地形状などの理由で、正しく番号が付与されなかった。	同上	

4. 地名辞典の整備手順

手順⑦ アンマッチ解決2（建物レベルのアンマッチ例）

土地や住居表示に対して、複数の建物が所在する場合に、住居表示番号付与規則上の住所の重複や、地図情報の省略等による建物番号の重複が発生します。



同じ住居表示であるが、複数の座標が存在。
(この例では“葛葉-2-4-27”が4点存在)
←住居表示番号の付与規則上発生し得る事象。※

※自治体の住居表示実施地区の状況により、件数は大きく異なります。



住居表示台帳上は、2棟の建物
であるが、基盤地図情報上では
1棟である
用いた電子地図の地図情報レ
ベルや整備時点の違いが原因

出典：平成24年度APPLIC GIS-WG検討資料

4. 地名辞典の整備手順 随時の更新を行うための情報整備

地名辞典の整備後、日常業務で利用するためにはデータのメンテナンスが重要です。APPLICでは、「別冊 GIS共通サービスガイドラインv2.9」の中で、地名辞典を随時更新する方法や事例を紹介しています。

住所のデータベースの変化を常時最新に保つには、市民課などの協力を得て、新住所発生場所を職員がGISで特定するといった運用が考えられます。



毎夕方、住基データの更新をGISへ反映

新住所の発生箇所の参考となりうる資料

- ・住居表示台帳
- ・空中写真(毎年1月)
- ・建築確認資料や開発許可申請資料
- ・土地区画整理事業資料

住所を検索する際に必要な情報

- ・地名辞典
- ・DM2500
- ・地番図、家屋図

5. アンマッチ

アンマッチはデータ整備作業中の初期突合時点では、5%～数十%に及びます。アンマッチの解決には、自治体職員の調査が必要になり、データ整備期間にはその工数を見込む必要があります。

■表 各団体へのインタビューで伺ったデータ初期整備時のアンマッチ率(H29年度APPLIC GIS-WG調査)

自治体	人口 世帯	初期データ単純突合 時のアンマッチ	アンマッチの解消作業	備考
会津若松市	12万4千人 5万世帯	・当初数万件(約20%) ・消防データ統合後 約4%(5,000)件	当初データ(アンマッチ約2割)。 消防指令システムの住所データを 突合に使用してアンマッチ率を 4%へ。 その後手作業でアンマッチを解消。	住民一人ひとりの座標付 けを実施
三条市	9万9千人 3万3千世帯	1400件でのサンプル調査 では、市の地名辞典と住 宅地図とは10%に違いを 確認	当初の手作業により解消。 現在は日々の更新の際のGIS作業 や、年4回のマスター更新で徐々 にアンマッチを解消。	1400名のアドレスマッチ では、市販の住宅地図で は1割がアンマッチとなる が、市の地名辞典では全 件突合する
西宮市	48万8千人 21万6千世帯	-	11桁の住所コードを16桁に拡張。 新規に付番する住所への座標につ いて、90%は正確だが10%は街 区レベル座標。	世帯数22万
平群町	1万9千人 7920世帯	451件/7920件	庁内関係者、地元詳しい職員に 確認して解消。	全住所7920件
佐賀市	23万6千人 10万世帯	住基住所との不突合(40 件) 住所の候補箇所が複数あ るもの(約48%)	職員調査による解消作業を実施。 住所の位置候補が複数ある場合は 運用上問題ないレベルで未解消の ものもある。	住基上の全住所数約 59,000件 世帯数93,000件

6. 特記仕様書例

特記仕様書例(案)は、地名辞典の整備の一部を事業者に作業委託する際の特記仕様書に相当する記載の例示です。

〇〇市地名辞典（住所辞書）データ作成業務仕様書（案）

本資料は、地名辞典整備に取り組む地方公共団体がデータベース整備に関する業務委託を検討する際の参考となる特記仕様書の例を示した内容である。
地方公共団体の事情で資料の整備状況や電子化状況が異なることや、地名辞典の整備目的やGISソフトウェアの利用状況が異なることに留意されたい。

第1条 業務の概要
本業務は●●市における住民の安心安全な暮らしを支える政策立案など、庁内業務の高度化と業務の効率化を図るために、住民地図を統合型GISで作成できるよう地名辞典（住所辞書）を整備するものである。
本業務の業務項目
(1) 地理情報システム（GIS）で利用可能な地名辞典（住所辞書）データの作成
(2) 作成した地名辞典（住所辞書）データの地域情報プラットフォーム標準の統合型GISへのインポート

第2条 準拠法令または資料
本業務は本仕様書によるほか、下記の関係法令等に準拠すること。
(1) 地方自治法
(2) ●●市個人情報保護条例
(3) ●●市財務規則
(4) 地域情報プラットフォーム標準仕様 GIS 共通サービス標準仕様（一般財団法人全国地域情報化推進協会）
(5) ●●市統合型GIS運用規程
(6) その他関係法令等

第3条 納期及び納入場所
本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。
ア 納期 令和〇年〇月〇日
イ 納入場所 〇〇市 〇〇部 〇〇課

第4条 計画準備
受注者は、本業務の目的を考慮し、合理的かつ能率的に作業を遂行する為に必要な工程における実施計画を立て、これを発注者に提出してその承認を得るものとする。

- 地名辞典整備に取り組む地方公共団体がデータベース整備に関する業務委託を検討する際の参考となる特記仕様書の例を示した内容です。
- 地方公共団体の事情で資料の整備状況や電子化状況が異なることや、地名辞典の整備目的やGISソフトウェアの利用状況が異なることに留意してください。

6. 特記仕様書例 整備するレベル別の参照項目

地名辞典の整備に際し、自治体ごとに作業範囲や使用データは異なります。後述する確認事項を参考に、作業パターンに組み合わせて利用下さい。

No.	項目	使用時のポイント	土地地番・フロントページレベルの地名辞典整備に参考にする章	建物(住家)レベルの地名辞典整備に参考にする章	職員直営でデータ整備する場合に参考する箇所
1	第1条—第3条	共通事項のため 作業工数外	—	—	
2	第4条 計画準備		●	●	参考
3	第5条 資料収集整理	後述する確認事項で必要なデータを ご確認ください。	●	●	参考
4	第6条(2) 地名辞典住所一覧の整理		●	●	参考
5	第6条(3) 住居表示地名辞典データの作成		▲ 必要に応じて選択	▲ 必要に応じて選択	参考
6	第6条(4) 土地地名辞典データの作成	後述する確認事項で必要なデータを ご確認ください。	▲ 必要に応じて選択	▲ 必要に応じて選択	参考
7	第6条(5) 建物レベル地名辞典の作成			●	参考
8	第6条(6) 成果品データ作成		●	●	参考
9	第7条—第9条	共通事項のため 作業工数外	—	—	

6. 特記仕様書例 【確認事項①】地名辞典のマッチングレベル

地名辞典の整備に際し、マッチングレベルとなる座標の精度は、土地地番・フロントページレベルとするか、建物(住家)レベルとするかを確認します。

確認事項① 地名辞典の座標の精度

地名辞典の座標の精度は、
土地地番・フロントページレベルとするか
建物(住家)レベルとするか？

土地地番
フロントページ
レベル

家屋(住家)
レベル

確認事項②
確認事項③
確認事項④

チェックして、使用する
情報を確認ください。

確認事項②
確認事項③
確認事項④
確認事項⑤
確認事項⑥

チェックして、使用する
情報を確認ください。

6. 特記仕様書例【確認事項②】住所の表現

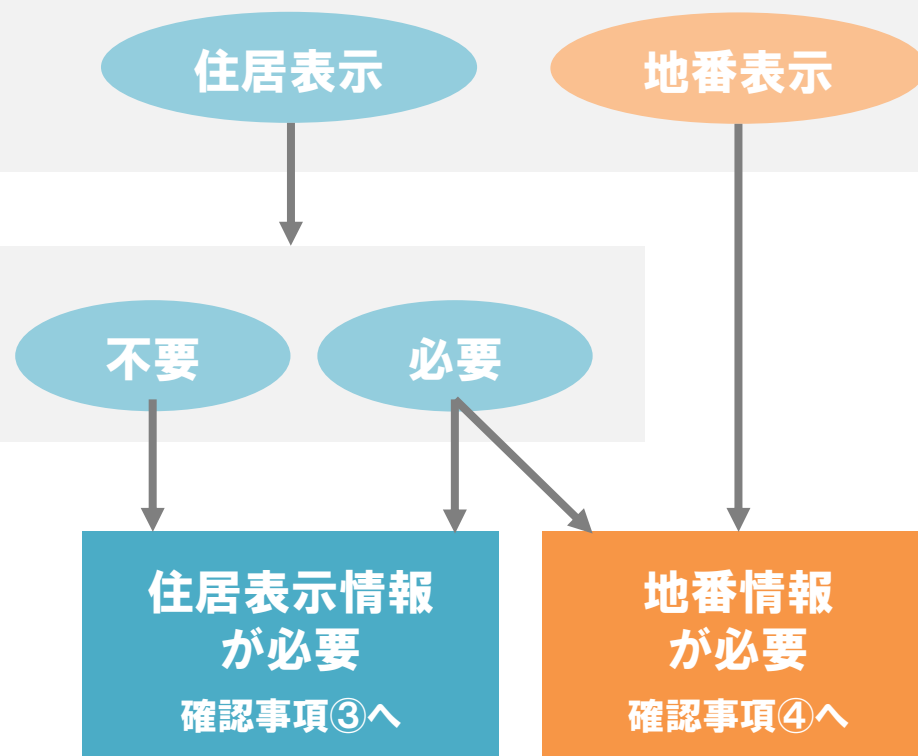
データ整備に必要な情報を準備するために、自治体の住所が「住居表示」と「土地地番」のどちらで表現されているか確認します。

確認事項② 自治体の住所の表現

自治体の住所は「住居表示地区」か「地番地区」か ※1

底地情報の地番を用いた地図検索を必要とするか ※2

地名辞典の整備に必要な情報は・・・



※1 住居表示と地番が混在する場合はそれぞれの情報が必要です。

※2 底地情報の地番も用いる場合は住居表示情報のほかに地番情報も必要です。

6. 特記仕様書例【確認事項③】 住居表示地区のデータの有無

「住居表示」及び「地番」の座標付けに必要な地理空間情報の電子化の整備状況を確認します。

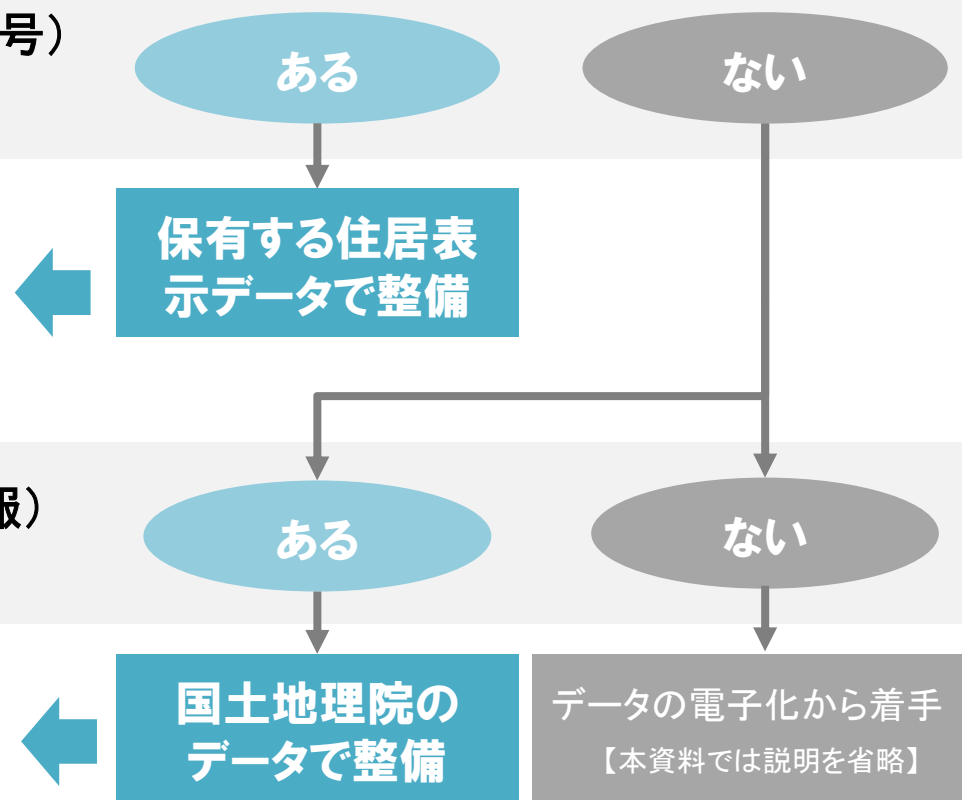
【確認事項③】 住居表示地区のデータの有無

公共座標で電子地図化された
住居表示データ(フロントページや家屋番号)
があるか？

- 「第5条 資料収集整理」に、住居表示データを含めます。
- 「第6条(3) 住居表示地名辞典データの作成」の条項を用います。

国土地理院:電子国土基本図(地名情報)
「住居表示住所」が整備されているか？

- 「第5条 資料収集整理」に、国土地理院:電子国土基本図(地名情報)「住居表示住所」を含めます。
- 「第6条(3) 住居表示地名辞典データの作成」の条項を用います。



6. 特記仕様書例【確認事項④】 土地地番図データの有無

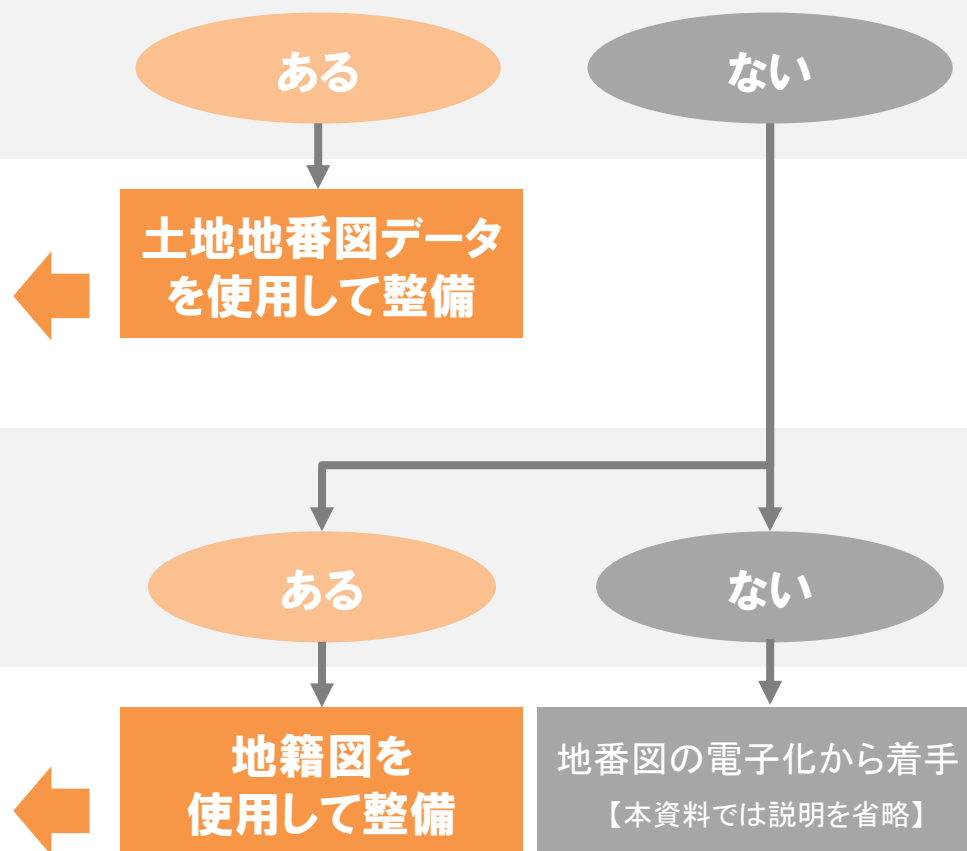
確認事項④ 土地地番図データの有無

電子地図化された土地地番図データがあるか？

- 「第5条 資料収集整理」に、土地地番図データを含めます。
- 「第6条(4) 土地地名辞典データの作成」の条項を用います。

国土調査が実施された地籍図が整備されているか？

- 「第5条 資料収集整理」に、地籍図データを含めます。
- 「第6条(4) 土地地名辞典データの作成」の条項を用います。

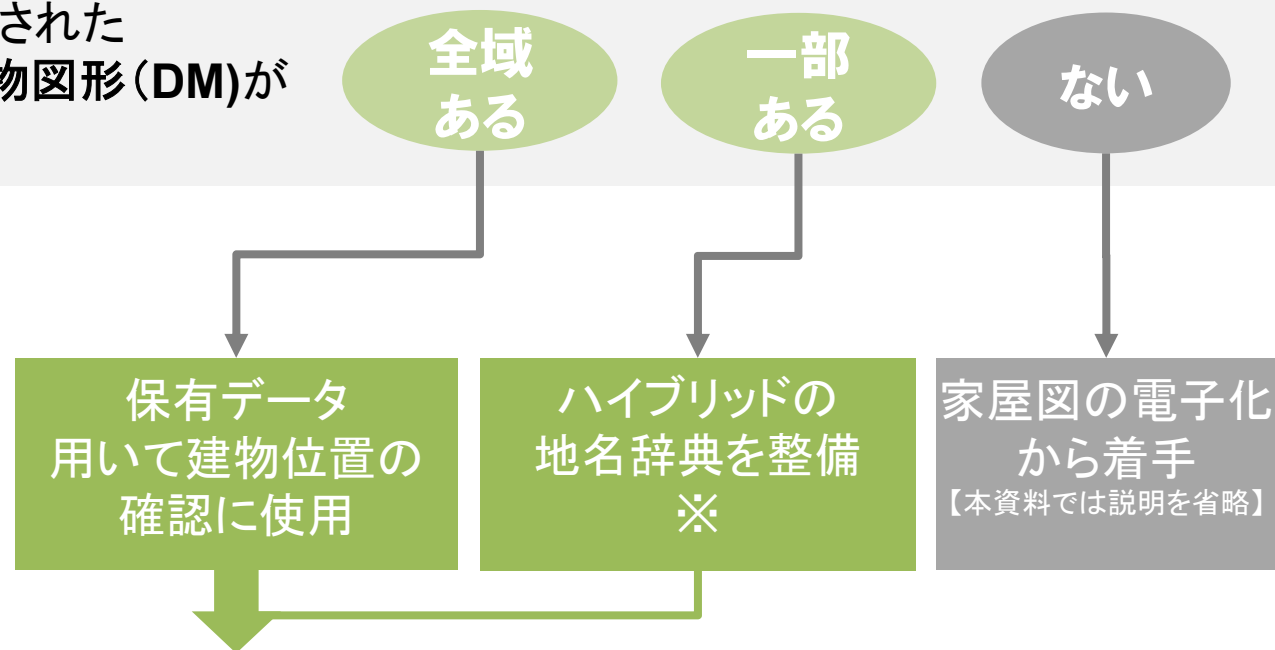


6. 特記仕様書例【確認事項⑤】建物図形の有無

建物(住家)レベルの地名辞典を作成する場合には、さらに、建物の配置・住居表示との関連付けを示す資料があるかどうかを確認します。

確認事項⑤ 家屋図・建物データの有無

公共座標で電子地図化された家屋図データまたは建物図形(DM)があるか？



- 「第5条 資料収集整理」に、家屋図または、建物図形を含めます。
- 「第6条(5) 建物レベル地名辞典の作成」の条項を用います。
ハイブリッドでの地名辞典を作成する場合は、建物レベルの地名辞典の整備対象範囲や数量を明記します。

※ 地名辞典の精度を、建物レベル(データのある範囲)と土地代表点のレベル(建物データの未整備範囲)の2種類を組み合わせる。

6. 特記仕様書例【確認事項⑥】住居表示関連付け資料の有無

建物(住家)レベルの地名辞典を作成する場合には、さらに、建物の配置・住居表示との関連付けを示す資料があるかどうかを確認します。

確認事項⑥ 住居表示-地番対照表

「住居表示-地番対照表」※はあるか？

あるエリア

ないエリア

住居表示地区における
建物レベルの地名辞典は・・・

住居表示-地番対
照表を使用して
データ整備

別途、手作業など
を実施して整備

- 「第5条 資料収集整理」に、「住居表示-地番対照表」を含めます。
- 「第6条(5) 建物レベル地名辞典の作成」の条項を用います。
この際、「住居表示-地番対照表を使用したデータ処理を行えること」を記載します。
- 「第6条(5) 建物レベル地名辞典の作成」の条項を用います。
建物位置への座標移動には手作業による工数を見込みます。

※「住居表示-地番対照表」

フロントページ(点)のGISデータに、地番(面)のGISデータを関連付けるために使用するデータ。特に家屋図形は、住所情報が備わっていないため、住所を与えるために、住居表示(フロントページ番号)と地番(面)の重ね合わせによるデータ結合をGISの図形処理で自動化したい。

6. 特記仕様書例 収集資料例

No.	資料	取り扱い情報	範囲	必要性 1※	必要性 2※	備考	
住基	1	住民基本台帳情報マスタ	住所、方書	全数	●	●	
	2	住登外情報マスタ	住所、方書	全数	○	○	
	3	団体統合宛名情報マスタ	住所、方書	全数	◎	◎	住基や住登外の情報を包括する
住居表示	4	住居表示地図	住居表示範囲、フロンテージ位置、住居取付	住居表示地区	●	●	アナログ情報の場合電子化が必要
	5	国土地理院：電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」	フロンテージ位置座標、所在地	全域	◎	◎	住居表示地図の代用として
	6	住所及び地番対照表	住所、地番	住居表示地区			アナログ情報の場合電子化が必要
地番	7	土地地番図	筆ポリゴン、地番	自治体全域	●	●	アナログ情報の場合電子化が必要
	8	地籍図（国土調査）	筆ポリゴン、地番		◎	◎	土地地番図の代用として
建物	9	DM	街区形状、建物	自治体全域	○	●	地理情報レベル2500 自然地形名、道路、鉄道名等は目標物地名辞典に使用できる
	10	家屋図	建物	自治体全域		◎	DMの代用
その他	11	町字界地図	町字界ポリゴン、町字コード	自治体全域			
	12	空中写真	画像	全域			アンマッチ解決や、日々の情報更新時の参考資料として使用
	13	建築確認申請資料 開発許可申請資料 土地区画整理事業資料	図面（GISに投影できるもの）	対象地域			日々の情報更新時の参考資料として使用

必要性1※：土地地番・フロンテージレベルの地名辞典の整備

必要性2※：建物レベルの地名辞典の整備

空中写真は家屋図やDMデータの補完に有用です

凡例 ●必須、○用途に合わせて利用する

◎必須資料の代替えとして使用可能

6. 特記仕様書例 地名辞典整備の工数の例示

地名辞典の整備手順に倣い、想定条件の下で検討したデータ整備の工数想定を参考までに例示します。

【想定条件—自治体の状況】

- 人口：10万人、 ■世帯数：3万世帯 ■住登外（法人）：0.5万件
- 土地地番：10万筆（内、宅地：5万筆、田・畑・山林：5万筆）、
- 家屋棟数：3万棟（個人・法人含む）
- 宅地における住居表示地区割合：50%（宅地2.5万筆、家屋1.5万棟）

【想定条件—使用する資料】

- 住基マスタ・住登外マスタ、 ■町字界データ・町字コード、 ■地番図、
- DM地形図（建物ポリゴン化済）、 ■住居表示地区地番対照表データ
- 電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」、 ■空中写真

【想定条件—アンマッチ率】

- | | | | | |
|---------------|------|-----|------|----------------|
| ■地名辞典住所の整理 | ：作業中 | 5% | →解消後 | 0% |
| ■住居表示地名辞典データ | ：作業中 | 20% | →解消後 | 4%（アンマッチの8割解決） |
| ■土地地番地名辞典データ | ：作業中 | 30% | →解消後 | 6%（アンマッチの8割解決） |
| ■建物レベル地名辞典データ | ：整備中 | 10% | →解消後 | 2%（アンマッチの8割解決） |

【注意点】

アンマッチ率に用いた割合は、過去のデータ整備の際の経験則に基づくもので、自治体の状況に応じて大きく変動します。

6. 特記仕様書例 工数案

■表 特記仕様書例における作業工数案の概要

特記仕様書例における作業項目	自治体職員の工数	事業者の工数	備考
計画準備	1	2	
資料収集整理	1	4	
地名辞典住所 一覧の整理	1	7	
住居表示地名辞典データの作成	16 (※)	9	※アンマッチは自治体職員が回答を示し、事業者が反映する内容とした場合
土地地名辞典データの作成	46 (※)	13	※アンマッチは自治体職員が回答を示し、事業者が反映する内容とした場合
(建物レベル地名辞典の作成) (※※)	16 (※)	(69)	※アンマッチは自治体職員が回答を示し、事業者が反映する内容とした場合 ※※フロンテージ・土地地番レベルの地名辞典とする場合は、本作業は不要
成果品データ作成	1	15	
	82	119	建物レベルの地名辞典を作成しない場合は、事業者工数は約50人日

7. 自治体向けの留意事項

地名辞典は地域の住民一人ひとりが住んでいる位置を正確に把握するためのデータベースであり、効率的な自治体運営を実現するための非常に強力なツールです。この地名辞典の整備や継続的な運用に向けて、自治体の皆様にはいくつかの留意事項があります。

- 地名辞典の運営維持には、庁内での維持・メンテナンスのルールを設けてください。また、地名辞典の作成はGISを用いて直営で整備することが可能です。
 - ・庁内のデータ更新担当部門
 - ・データ更新の周期
 - ・机上で位置が不確定の場合の新規住所の運用ルール など
- アンマッチの解決には、自治体職員による調査が必要です。
 - ・初期データ作成後、残ったアンマッチは早期に解決
 - ・災害対応に備える場合にはアンマッチのない地名辞典が必要
- 積極的に住民地図を活用してください。
 - ・行政サービスのツールとして住民地図の活用を積極的にアピール
 - ・庁内各部門から届く地名辞典や住民地図への要望へのご対応

APPLICでは、「地域情報プラットフォームガイドライン別冊GIS共通サービスガイドラインv2.9」やその他技術資料で、地名辞典を随時更新する方法や事例を紹介しています。

本資料のご利用にあたり

本資料は2019年度-2020年度に実施した標準推進委員会GISワーキングの検討成果を基に作成しました。

地域情報プラットフォームにおけるGIS共通サービスの導入と活用に向けた地名辞典(住所辞書)データ整備について、本資料がお役に立てられることを期待いたします。

2021年8月

一般財団法人全国地域情報化推進協会

利用条件

本書は、本書の内容及び表現が変更されないこと、および、出典、著作権表示を明示することを前提に、無償でその全部または一部を複製、転記、引用して利用できます。なお、全体を複製された場合は、本利用条件を明示してください。

一般財団法人全国地域情報化推進協会が公開するドキュメントの内容は無保証で提供されます。個々に含まれる情報の利用について商品性、特定目的適合性や第三者権利の不侵害その他一切の、明示的、黙示的保証を行いません。

Copyright(C) 一般財団法人全国地域情報化推進協会 2020 All rights reserved.